

官 報 (号 外)

2

よつて議長は即日これを委員会に付託した。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
社会労働委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

大蔵委員会に付託
昭和三十二年度特別会計予算補正(特第1号)
予算委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全通信從業員組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全国特定局從業員組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全専売労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(アルコール専売労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)

建築基準法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書を提出した。

同日内閣総理大臣宛、左の者を同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員鉢木一君提出八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する質問に対する答弁書

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を同日内閣から左の答弁書を受領した。

昭和三十二年四月十六日

外務委員長 笹森順造

参議院議員松野鶴平殿

一、期間 四月二十一日から四月二十六日まで六日間

一、費用 概算 四六、八〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

○松浦清一君 私は、去る十二日瀬戸内海で遭難をいたしました。百十数名といふ多数の犠牲者を出した第五北川丸の遭難事故に対し、その責任の所在と善後処置並びに将来的海難防止対策等につきまして、運輸大臣並びに大蔵大臣に若干の質問をいたしたいと存じます。

○松浦清一君 「松浦清一君登壇、拍手」

○松浦清一君 私は、去る十二日瀬戸内海で遭難をいたしました。百十数名といふ多数の犠牲者を出した第五北川丸の遭難事故に対し、その責任の所在と善後処置並びに将来的海難防止対策等につきまして、運輸大臣並びに大蔵大臣に若干の質問をいたしたいと存じます。

○松浦清一君 私は、ただいまの松浦君の動議に賛成いたします。

○宮田重文君 私は、ただいまの松浦君の動議に賛成いたしました。

○議長(松野鶴平君) 松浦君の動議に御異議ございませんか。

○宮田重文君 私は、ただいまの松浦君の動議に賛成いたしました。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

○松浦清一君 私は、ただいまの松浦君の動議に賛成いたしました。

○議長(松野鶴平君) 丸沈没事件に関する緊急質問の動議を提出いたします。

大村收容所における韓国人の收容状況を観察することによつて本委員会の審議に資する。

一、派遣委員 佐野廣竹中勝男 吉田法晴

県 一、派遣地 山口県、福岡県、長崎

一、期間 四月二十一日から四月二十六日まで六日間

一、費用 概算 四六、八〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十二年四月十六日

外務委員長 笹森順造

参議院議員松野鶴平殿

さらにもう一つの直接原因は、たとえ岩礁に乗り上げたといたしましても、この船が新しい鉄鋼船であつて、乗客がオーバー・ロードでなければ沈没をまぬかれたと思うのであります。

これは直接の原因であります。この直接の原因には、さらに探求しなければならぬ深い背景のあることを知ります。

その第一は、労使の雇用関係であります。二百三十三名という乗客に対しても、まさに超々過労働が強要されてあつたのであります。かりにも商船高等学校を卒業して、甲種二等航海士の免許を得ている船長を、乗客の切符を整理しなければならぬというような立場に

員会が結成をされまして、死亡者一人につき平均百五十万円の補償金を要求することを決定いたしたそうであります。人命の尊さは、金錢によつてはかれるものではございません。この要求を中心として、いろいろ紛糾するであろう。政府は、この解決に対し傍観をするのか、それとも介入されるのか。日本国民の、旅客にとつては、いわば天災にひとしいこの不慮の災厄に対し、政府として傍観することは許されまいと思ひます。これまた、運輸大臣と大蔵大臣のお考えを承りたておきたいのであります。

最後に、修学旅行や観光シーズンに際しまして、一般旅客等の安全に対する自覺啓蒙であります。この季節になりますると、海陸を問はず、あらゆる交通機関や旅館業者は申すに及ばず、地方公共団体等さて、人々をかり出しますことに奔命となるのであります。これをやめさせるわけには參りません。しかし、これと並行してなきなければならない人命の安全措置がまことに不完全であります。人々の公共性と安全の自覺に対する啓蒙が欠除いたしておるところのであります。国家としては、法律さえ作つておけば、それを守らぬ犠牲は、本人の自業自得と判断することは、それは人民に対する親切が足りません。この際、政府は、乗物に対する定員の厳守を、経営者に対しても

ちろん、一般国民に対しても啓蒙する
必要があると思いますが、運輸大臣
並びに、その財政措置については、大
蔵大臣の御見解を承わりまして、私の
質問を終ります。(拍手)

されは松浦さん御承知の通り、日本は、周海における、海浜における気象状況が非常に悪いのであります。この気象条件その他設備がまだ十分に行き届いておらないといふことも一つの原因であります。しかし、できるだけのことはいたしておりますけれども、それがまだ十分戦後手が届いていない。なお、御承知の通り中小企業の木造船、これが、たゞいまお話をのように、新しい鋼船だつたらば、のがれたろう。なるほどそういうことも、私があ初めて伺つたが、なるほどと思うのであります。しかしながら、この程度の船と、それからこれに対する、なるほど船会は大正十三年で非常に古いのであります。古いのでありますけれども、御承知の通り、これは年々検査をいたしまして改造を命じて、そうして航行が安全にできるという程度において、すべて許しておりますので、今日この程度の船を許さないということになる、なかなかわが国における海上、もしくは漁船にしろ、もしくは定期輸送にしろ、非常に困難な事情に立ち至ると思うのであります。これにつきましては、いすれ政府委員からも詳しく述べて説明を申し上げさせますけれども、検査並びにその装備等につきまして、このたびは検査に手落ちがあつたといふようなことではないようでありまして、従つて、これに対する対策、最後に、

今お話をありました、一体これに対して、具体的に言えば弔慰もしくはその他処置に、政府が出費できるかできないかというような点にも触れられておると思うのであります、今日の事態といたしましては、保険金も、御承知の通り定員七十名でありますけれども、百七十名の保険といふものは協約によつてかけられておる、それが二十五万円であります。そこで、それが幾らの程度に取れるか、また船主におきましても、できるだけのことはさせんべく、今、行政指導をいたすつもりであります、さらにそれをつけ加えて、政府がこれにどうするかといふことになりますと、今日の法規の上では、遺憾ながら手の出しあうがないといふ事態に陥つておる次第であります。

附
則

多港出張所の項の次に次の一項を加える。

会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府が、今回この法律案を提出する理由として説明するところによりますと、原子力の平和的利用は、ここ二、三年の間に急速な進展を遂げ、近く日

原子炉等の規制に関する法律案と放射線性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案を今国会に提出するとともに、本法律案を提出して、放射線医学に関する総合的調査研究等を行うため、科学技術庁の付属機関として放射線医学総合研究所を設置することとした次第であるというのであります。

以上述べましたような理由によつて、今回設置されんとする放射線医学総合研究所は、放射線による人体の障害並びにその予防、診断及び治療に関する調査研究を行うとともに、放射線の医学的利用並びに放射線による障害の防止及び医学的利用に関する技術者

もつて完成する予定であること、第三に、本研究所の施設設備等の整備に關する金体計画を達成するに要する経費は約十七億円の見込みであつて、昭和三十二年度予算においては、本研究所の所要経費約一億四千四百万円及び原子力平和利用のための所要債務負担額三十億円中四億四千七百万円、計約五億九千百万円が計上せられておつて、三十二年度における所要定員は四十人であること等の諸点が明らかにされました。なお、本法律案に関連して、現内閣の原子力行政の基本構想、総理府の付属機関である原子力委員会の運営方針、特に近時、宇田国務大臣の構想の一つと伝えられる原子力委員会と原素会との關係、近く

最近における諸外国との国交の回復、国際連合加盟等によって、わが国と諸外国との往来はますますひんぱんとなり、外国人の出入国管理行政は、今後さらに複雑かつ困難となると思われる。これらの新事態に対処するため、今回、出入国管理行政の機構上の不備を改善し、一そく適切な業務の運営を行ひ得るよう、その体制を整備せんとするのが本法律案の趣旨として政府の説明するところであります。

次に、本法律案の内容の概略を申上げますと、その第一点は、中国地方の中心地である広島市には、現在、出張所が設けられているのみで、独立の中国管理事務所がなく、中国地方における統一的な治安対策の実施等につい

月、日本航空株式会社の沖縄定期航
が開始されて以来、乗員、乗客の出
国ないし寄港地上陸もひんぱんとな
てきましたのに伴い、地理的にも、
た時間的にも、大阪入国管理事務所か
して、その審査に当らしめるのが便
でありますので、今回、伊丹市を大
入国管理事務所の管轄区域に変更せ
と/orするものであります。

の原子炉が運転を開始し、来年は引き続き第二号炉が設置せられんとしておる状況にあり、また、他方アイソトープについても、その研究と利用とは急速な発展を遂げ、官民の多数の試験研究機関、事業所等において広範に使用され、わが産業面、医療面、その他において多大の成果が期待されておるが、これら原子力の利用には、一面ややもすれば放射線の障害というマイナス面を伴うので、今後、原子力の開発の進むに従い、嚴重な放射線管理と放射線の障害防止措置を講ずることとに、放射線による障害の診断、治療等、医学的調査研究の急速なる確立をはか

務といったとしてあります。
内閣委員会は、前後三回委員会を開きまして、本法律案の審議に当たりました。が、その審議におきまして、第一に、従来、放射線医学に関する基礎的研究は各大学において行われ、またその応用面の調査研究は厚生省において行われたたのを、政府は、これらの調査研究を総合的に行う機関を設置することを適当と認めて、今回この法律案を提出し、科学技術庁に付属機関として放射線医学総合研究所を設置するに至ったこと、第二に、本研究所は茨城県東海村に設置して、本年七月に開設されました。(昭和二年三月三十日)

的等、当面の原子力に関する諸問題につきまして、秋山委員と宇田国務大臣との間に質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会会議録に譲りますが、去る十一日の委員会におきまして、質疑を終り、別に討論もなく、よつて直ちに本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案案より可決すべきものと決定いたしました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の趣旨と内容の概略を御説明いたします。

て、関係機関との連絡及び業務の遂行にも不便を来たしておりますのでこの際、松江入国管理事務所を廃止して、新たに広島市に広島入国管理事務所を設置」、なお、これに伴つて管轄区域等に所要の改正を加えんとする所以であります。その第二点は、日ソ交戻復に伴う新事態に対処するため新たに稚内、根室、酒田及び敦賀にそれぞれ出入国管理事務所の港出張所を設けるとともに、立川及び板付の両港における出入国審査事務の充実をするため、右両空港にも出張所を設せんとするものであります。その第三点は、伊丹空港は、現在、神戸入国

田、教育、立川及び板付に出張所を設せんとする具体的理由、第二に、立川米空軍基地における入国管理事務実施の現状と入国者に対する指紋押捺制度実施の現状と中共貿易代表部員に対する指紋押捺免除措置に対する政府の所見等の諸点であります。右第二点につきまして、秋山委員が、右第三点につきまして、秋山委員より、「新たに設置されんとする立川出張所は、立川米空軍基地内に置かれることとなつてないが、從来、立川米空軍基地において米軍航空機による不法入国の例もあつたから、この点につき米国側と折衝して、早急に立川出張所の事務所を立川米空軍基地内に設置して、入国管理事務の周到を期せられたい」旨の要望が述べられました。

(号外)

員会会議録に譲ります。
去る十一日の委員会におきまして、質疑を終り、別に討論もなく、よつて直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、会全一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたします。
兩案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案 (いずれも衆議院提出)

日程第五、土地改良法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とする」と御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長堀末治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

第二十五回会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

昭和三十一年四月五日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

ます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二十六年法律第八十八号) の一部を改めて改正する。

第三条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を次のよう改める。

3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、

市町村長は、都道府県知事の承認を受け、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することがで

きる。

第三条第五項中「区域を」の下に「、第三項又は第四項を承認をしたときは当該市町村の名称並びにその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

一 農地等の利用関係についてのあつせん及び争議の防止に関する事項

二 農地等の交換分合のあつせんその他の農地事情の改善に関する事項

三 農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項

四 農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項

5 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究

6 農業及び農民に関する事項についてのけいもう及び宣伝

7 農業委員会は、前二項に規定する事務を行ひほか、その区域内の

他の農業委員会の区域に含まれることができる。

第五条第六項を第七項とし、同条

第六条第一項中「左に掲げる事項」を「次に掲げる事項」に改め、同項第

三号中「各号の外」を「各号のほか」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

6 会長は、委員としての任期が満了したときは、その地位を失う。

第七条第一項中「十人から十五人まで」を「政令で定める基準に従い、十人から四十人まで」に改める。

第十条の二に次の二項を加える。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第二項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所によ

農業及び農民に関する事項についての意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮詢に応じて答申することができる。

第六条に次の二項を加える。

7 部会に部会長を置く。部会長は、部会を構成する会議員が互選する。第四十八条から第五十条までを次のように改める。

(総会の招集)

第四十八条 総会は、会長が招集する。

二 会長は、会議員の三分の一以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求があつたときは、総会を招集しなければならない。

(総会の成立)

第四十九条 総会は、会議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(総会の議決事項)

第五十条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならぬ。

一 第四十一条第二項第一号の行政庁の諮問に対する答申

二 毎年度の収支予算及び事業計画の設定及び変更

三 每年度の取支決算及び事業報告書の承認

四 会則の変更

五 その他会則で定める事項

第五十一条の見出し中「議決」を「総会」に改め、「(前条第二項の会議にあつては、その会議の長)」を削り、同条都道府県農業会議の会議」を「総会」に改め、「(前条第二項の会議にあつては、その会議の長)」を削り、同条

（部会の会議）
第五十一条の二 第四十七条の二の規定により部会の所掌に属させられた事項については、その部会の議決をもつて当該都道府県農業会議の決定とする。
2 第四十八条、第四十九条及び前条第一項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第四十八条及び前条第一項中の「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
第五十二条の見出し中「会議への」を削り、同条中「都道府県農業会議の会議」を「総会又は部会」に改める。
第五十五条 削除
第五十九条中「又は第二項第一号」を削る。
第九十三条第二号中「第四十八条第二項」の下に「(第五十一条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。
1 この法律は、昭和三十二年七月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定並びに次項、第三項、第五項、第六項、第九項及び

第十一項の規定は、公布の日から施行する。
2 農業委員会の選挙による委員であつてその任期が昭和三十二年七月十九日前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。

3 選挙による委員の任期が昭和三十二年七月十九日に満了する農業委員会の当該任期満了に因る委員の一般選挙については、この法律の施行前であつても、その選挙すべき委員の定数及び選挙の区域に関する改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新法」という。）の規定を適用する。

4 その選挙による委員の任期が昭和三十二年七月十九日以前から同年同月二十日以後にわたる農業委員会の選挙による委員の定数は、新法第七条の規定にかかるわらず、当該委員の任期中は、なお前述の例による。ただし、当該委員の任期満了に因る一般選挙については、この限りでない。

5 一の農業委員会の区域の全部又は一部の地域が昭和三十二年七月十九日までに他の農業委員会の区域に含まれることとなる場合は、從前当該地域をその区域の全部又は一部としていた農業委員会の選挙による委員である者で当該地域内に住所を有するものは、そ

の時に、当該地域を新たにその区域に含むこととなる農業委員会の選挙による委員となり、次の各号に掲げる期間在任するものとす
る。

一 一の農業委員会の区域の全部
が他の農業委員会の区域に含まれることとなる場合においては、関係農業委員会の委員の残任期間のうち、いずれか長い期間

二 一の農業委員会の区域の一部
が他の農業委員会の区域に含まれることとなる場合においては、その含むこととなる農業委員会の委員の残任期間

前項の場合において、当該農業委員会の選挙による委員である者の数が改正前の農業委員会等に関する法律第七条又はこの項の規定による定数をこえることとなるときは、当該数をもつて当該農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員が生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、な
お前前の例による。

8 地方財政法（昭和二十三年法）
第百九号の一部を次のよう正する。
第十条第十二号中「及び農業
員会等に関する法律（昭和二十
一年法律第八十八号）第五十五条
一項の代表者会議」を削る。
9 土地改良法（昭和二十四年法律
第二百九十五号）の一部を次のよ
うに改正する。
第三条第一項第二号中「第四項
を第五項」に改める。
10 地方税法（昭和二十五年法律第
二百二十六号）の一部を次のよ
うに改正する。
第四百六条第一項第一号及び
四百二十五条第一項第三号中「委
員」を「農地部会の委員（農地部会
を置かない農業委員会につては
委員）」に改める。
11 農地法（昭和二十七年法律第
百二十九号）の一部を次のよ
うに改正する。
第九十条第一項中「第四項」を
「第五項」に改める。
〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

農林漁業組合再建整備法の一部を
改正する法律案
審査をした右の本院提出案を送付す
る。

第二十五回国会において本院で継続
審査をした右の本院提出案を送付す
る。

昭和三十二年四月五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

農林漁業組合再建整備法の一部

を改正する法律

農林漁業組合再建整備法(昭和二

十六年法律第百四十号)の一部を次

のように改正する。

第四条第一項中「五年以内」を「七

年以内」に改める。

第十四条に次のただし書を加え

る。

但し、政令で定める場合で、農

林大臣が大蔵大臣と協議して当該

農林漁業組合が健全な經營を持続

するため必要があると認めるとき

は、その納付を免除することがで

きる。

第十八条第二項中「五年」を「七年」

に改める。

第二十条第一項及び第二十二条第一

項中「五年以内」を「七年以内」に改

める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年三月三十一日から適用する。

審査報告書は都合により追録に掲載

土地改良法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

昭和三十二年四月九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正す

る。

目次中「第九十四条」を「第九十四条の九」に、「第四章

第一百三十三条」を「第五章

第一百四十五条」を「第六章

第一百三十六条」を「第七章

第一百三十七条

第一百三十八条

第一百三十九条

第一百四十一条

第一百四十二条

第一百四十三条

第一百四十四条

第一百四十五条

第一百四十六条

第一百四十七条

第一百四十八条

第一百四十九条

第一百五十条

第一百五十一条

第一百五十一条

第一百五十一条

第一百五十一条

第一百五十一条

第一百五十一条

第一百五十一条

昭和三十二年四月九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案外二件

の請求があつたときは、都道府県知事は、仮理事を選任し、又は役員を選任するための総会を招集し、役員を選挙させることができるものとする。

第三十一条第二項中「第二十八条の下に「第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。」」を加える。

第三十二条第一項中「定款又は規約」を「又は定款」に改める。

第三十三条第二号中「又は変更」を「若しくは変更又は土地改良事業の廃止」に改める。

第三十四条中「第二十八条」の下に「(第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条ただし書中「定款」を「第二十九条の三第一項の規定により招集される総会以外の総会については、定款」に改める。

第三十九条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

第三十九条第一項中「前項」を「第三項」とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 土地改良区は、夫役現品の賦課を受けて定期内にその履行をせず、且つ、夫役現品に代るべき金銭を納付しない者がある場合又は夫役現品若しくはこれに代るべき金銭に係る延滞金を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。この場合において、

当該夫役又は現品の必要が既になくなつてゐるときその他特別の事情があるときは、当該夫役又は現品に代るべき金銭につき、期限を

第二項の規定による決済により徴収すべき金銭及び換地計画又は交換分合計画において定める清算金」を、第四十二条

項の規定による決済により徴収すべき金銭を含む。前条の過怠金又は換地計画若しくは交換分合計画において定める清算金」を、第四十二条

指定してその納付を請求しなけれ
ばならない。

3 土地改良区は、前二項の規定による督促又は請求をした場合にお

いて、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対し、その徴収（夫役又は現品について、これに代るべき金銭の徴収）を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

第三十九条に次の二項を加える。

7 第一項又は第二項の督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第四十条第一項中「必要がある場合には」の下に、「都道府県知事の認可を受け」を加え、同項に次のただし書きを加える。

に支払の方法」を「当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 換地計画においては、従前の土地の所有者でその者の当該換地計画に係る従前の土地の面積の合計が政令で定める面積をこえないものからの申出があつた場合には、その申出に係る従前の土地については、前条第一項の規定にかかわらず、その土地に照応する換地を定めないことができる。この場合において、その換地を定めない土地について地上権、永小作権、賃権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者があるときは、土地改良区は、換地を定めないことについてこれらの者の同意を得なければならぬい。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

第五十四条第一項中「公告があつたときから従前の土地とみなす。」を「公告があつた日の翌日から従前の土地とみなされるものとし、換地計画において換地を定めなかつた従前の土地について存する権利は、その

「廣告があつた日が終了した時に消滅するものとする。」に改める。
第五十六条第三項中「第六条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第八十七条第一項中「農林大臣が前条第六項の規定による進達があつた場合においてその進達に係る事項を相当と認めるとき、又は都道府県

設工事とあわせて第二条第一項
第一号又は第三号に掲げる事業の工事の全部又は一部を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その事業の施行に係る地域内の土地における農業經營の合理化に寄与するとともに、国土資源の総合的な開発に資することが明らかである場合におけるその同項
第一号又は第三号に掲げる事業の第八十八条の次に次の一条を加え

(特定土地改良工事)
第八十八条の二 国は、左に掲げる
土地改良事業の工事を行う場合に
おいて、その工事の完了を促進す
るため特に必要があるときは、別
に法律で定めるところにより、そ
の工事に係る事業費の一部につき
借入金をもつてその財源とするこ
とができる。
一 かんがい排水施設の新設又は

二 第二条第二項第四号に掲げる
事項

三 第一号に掲げる事業によつて
生じた施設（第九十四条の六の
規定により都道府県又は土地改
良区等に管理させているものを

六 その他省令で定める事項

4 前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る当該土地改良事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。

この場合において、当該埋立地又は干拓地につき國の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その國の所有権は、消滅する。

5 前項の完了の期日は、公有水面埋立法によつて造成される埋立地又は干拓地については、同法第十四条第二項の規定により竣工の通知をする日とし、その他の埋立地又は干拓地については、その埋立地又は干拓地とあわせて同法によつて造成される埋立地又は干拓地がある場合にはその同法によつて造成される埋立地又は干拓地について同項の規定により竣工の通知をする日、その他の場合には竣工の期日として農林大臣の定める条件で使用させることができ

る。

6 農林大臣は、第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者に対し、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を農林大臣の定める条件で使用させることとする。

第九十五条 第二項中「概要を定めを」を「概要を公告して」に改め、同条第三項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改める。
第九十六条 第二項中「前条」を「第九十五条第一項」に改める。

第九十七条 第二項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改め、同条第四項中「第六条まで」に改め、同条第四項中「第六条第四項の規定により決定をする場合(当該町村が行おうとする土地改良事業がかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを内容とする場合)」を「第八条第一項の規定により決定をする場合」に改める。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の二章を加える。

第四章 土地改良事業団体連合会

(目的)

事業を行ふ者を除く。以下この章において同じ。)の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

(法人格)

第百十一条の三 連合会は、法人とする。

(原則)

第百十二条の四 連合会は、次に掲げる要件を備えなければならぬ。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 会員が任意に加入し、又は脱退することができるること。
- 三 会員の議決権が平等であること。

(種類)

第百十三条の五 連合会は、都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方連合会」という)及び全国土地改良事業団体連合会(以下「全国連合会」という)とする。

(名称)

第一百十四条の六 連合会は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いなければならぬ。

(地区)

第一百十五条の七 地方連合会の地区は、都道府県の区域により、全国連合会の地区は、全国とする。

(登記)

第二百十一条の八 連合会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(事業)

第一百十一条の九 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。

一 会員の行う土地改良事業に関する技術的援助

二 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

三 土地改良事業に関する調査及び研究

四 全国連合会にあつては会員なる地方連合会の事業の指導

五 前各号に掲げる事業のはか、第一百十一条の二の目的を達成するため必要な事業

(会員の資格)

第二百十一条の十 地方連合会の会員たる資格を有する者は、地方連合会の地区内において土地改良事業を行ふ者であつて定款で定めるものとする。

2 全国連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 その施行に係る地域が二以上の都府県の区域にわたる土地改良事業その他その施行に係る種域内の土地の面積が省令で定める面積をこえる土地改良事業を

二 地方連合会
(設立)

第一百一十二条の十一 連合会を設立するには、その会員にならうとする五人以上の者が発起人となることを要する。

2 発起人は、定款を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名するものとする。

第百十二条の十二 発起人は、定款を作成したときは、会日の二週間前までに、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

2 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会では、定款を修正することができる。

4 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその開会までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 創立総会については、第三十一条の規定を準用する。

第一百十二条の十三 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号

の一に該当せず、かつ、その事業が健全に行われる認められるとときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二 定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

第三百十一条の二十四 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事となるべき者に引き渡さなければならない。

第三百十一条の十五 連合会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款) 第三百十一条の十六 連合会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称
二 地区
三 事業
四 事務所の所在地
五 会員たる資格に関する事項
六 会員の加入及び脱退に関する事項
七 会員の権利義務に関する事項
八 事業の執行に関する事項
九 役員に関する事項
十 会議に関する事項
十一 会計に関する事項
十二 公告の方法

2 連合会の定款には、前項各号により、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

第三百十一条の十七 会員たる資格を有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

第三百十一条の十八 会員は、六十日前までに予告して脱退することができる。

第三百十一条の十九 連合会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

第三百十一条の二十 連合会の議決は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に对抗することができない。

3 除名は、経費の支払その他運合会に対する義務を怠る等定款で定める行為をした会員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。

4 前項の除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(役員) 第三百十一条の二十一 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

第三百十一条の二十二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。
一 総会の議決
二 破産
三 定款で定める解散事由の発生
四 第三百三十五条第二項の規定による解散命令

2 解散の議決については、第三百十一条の二十第二項の規定を準用する。

3 連合会は、解散の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(準用規定) 第三百十一条の二十三 連合会には、第十八条第六項から第十項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第五十条第一項第四号中「第五条、第七条」を「第五条第一項の認可の申請」に改め、同条第三項中「できない場合」を「できないか、又は困難である場合」に改め、同条第四項中「前項」を「第一項」に改める。

第三百十一条の二十四 連合会には、第十八条第六項から第十項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第五十条第一項第四号中「第五条、第七条」を「第五条第一項の認可の申請」に改め、同条第三項中「できない場合」を「できないか、又は困難である場合」に改め、同条第四項中「前項」を「第一項」に改める。

二 土地改良区が、正当な理由がないのに、設立の認可の公告があつた日から一年を経過してもなお総会を招集せず、又は省令で定める期間以上その事業を停止したとき。

三 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四条第一項の規定による命

4 前項の認可の中請があつた場合には、第三百十一条の十三第二項の規定を準用する。

(加入) 第三百十一条の十七 会員たる資格を有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

(脱退) 第三百十一条の十八 会員は、六十日前までに予告して脱退することができる。

2 会員は、次の理由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失
二 解散

3 每事業年度の事業報告書、収支決算書及び財産目録の承認
四 経費の賦課及び徴収の方法

2 前項第一号に掲げる事項に関する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

(経費の賦課) 第三百十一条の二十一 連合会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に対抗することができない。

(解散) 第三百十一条の二十二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決
二 破産
三 定款で定める解散事由の発生
四 第三百三十五条第二項の規定による解散命令

2 第九十四条の八第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者が同条第四項の規定により所有権を取得した土地についての土地台帳法の登録については、政令で特例を定めることができる。

2 農林大臣は、連合会に法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、連合会からその事業に關し報告を徵し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第三百三十四条第一項中「前二条の規定による検査を行つた場合」を「第三十二条第一項又は前条の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百三十五条の二 農林大臣は、第三百三十二条第二項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合において、当該連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政の処分又は定款に違反すると認めるとときは、当該連合会に対し必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

第三百三十五条を次のように改める。

(解散命令) 第三百三十五条 左に掲げる場合は、農林大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区の解散を命ずることができる。

一 土地改良区が、第十五条に規定する事業以外の事業を行つたとき。

二 土地改良区が、正当な理由がないのに、設立の認可の公告があつた日から一年を経過してもなお総会を招集せず、又は省令で定める期間以上その事業を停止したとき。

三 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四条第一項の規定による命

まず、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案であります。これが過ぐる第二十四国会に、内閣から、この種の法律案を提出、当院には予備審査のため送付、その後、衆議院において各派の協議によつて、政府の原案が大幅に修正され、新たに衆議院議員村松久義君外七君による議員立法をもつて、ただいま議題となつております。のが提出され、昨年十二月五日、本院に予備審査のため送付、自來、總務審査に付せられておりましたところ、去る四月五日、衆議院本会議において全会一致で可決、同日、衆議院から当院に提出されたのであります。

また、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案については、第二十四国会に衆議院議員芳賀貢君外十二名によつて提案されたもの、第二十五国会に衆議院議員小枝一雄君によつて提案されたもの、及びただいま議題になつております衆議院議員村松久義君によつて提案されたもの、及びたゞいま議題の三通りがありまして、いずれも継続審査となつて今日に至つておりますが、ただいま議題になつておりますものが、去る四月五日の衆議院本会議において全会一致で可決、同日、衆議院から当院に提出されたのであります。が、たゞいま議題になつておりますものが、去る四月五日の衆議院本会議において全会一致で可決、同日、衆議院農林水産委員会において議決を要しないものと決し、当院に通知して参つておるのであります。

以上、申し上げて、これから報告に入ることにいたします。

まず、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の農業委員会等に関する法律は、農業生産力の発展及び農業經營の合理化をはかり、農民の地位の向上に寄与するため、農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所について、その組織及び運営を定める目的をもつて、昭和二十六年実施され、その後、数次の改正を経て今日に至っております。しかして今回の改正は、農業生産力の發展及び農民の地位の強化に寄与するため、農業委員会等の構成及び組織を合理化する必要があるといふ理由によつて提案され、そのおもな内容は概略次のようであります。

すなわち、まず農業委員会に関するものについて、第一は、その設置についてでありますて、農業委員会は、原則として一市町村一委員会に統合して、合併後の市町村の地域にあわせてこれを設置する方針をもつて、これが統合を進めるため必要な規定を整備し、第二は、その委員についてでありますて、委員のうち、選挙による委員は、現行法では、農業委員会の全地域を単位として、公職選挙法を適用した選挙によつて、十人ないし十五人を選出することになりますが、市町村の合併により、地域の拡大等に伴つて、これを十人から四十人までと改め、なお、必要によっては都道府県知事の承認を得て、市町村条例で農業委員会の区域内に二つ以上の選挙区を設けることができるることとし、また選挙事務一人と、市町村議会が推薦した学識経験者五人以内を市町村長が選任することとし、第三は、部会についてでありますて、農業委員会に農地問題を

処理するため平農地部会を設置し、その他の所掌事務を処理するため、別に一つないし二つ以上の部会を置くことができるのこととし、これら部会の構成、運営及び権限等についてそれぞれ規定を設けたのであります。もとより選挙による委員の定員が二十人以下の農業委員会にあつては部会を置かないことになつております。第四は、所掌事務の事務についてでありますて、この際、農業委員会の職能を必要かつ適切に拡充する意図をもつて、その所掌事務の整備調整をはかり、第五は、農業委員会の職員についてでありますて、その職員を農地主事と、その他の職員とし、農地主事については一定の資格を必要とするとともに、その任免については都道府県知事の承認を必要とし、さらに、その意に反して身分上不利な取扱いを受けたときは、農林大臣にその事情を述べることができますとしたのであります。

趣旨によって、農業委員会の統合その他一、二の規定を除いて、原則として本年七月二十日から施行することになつております。

委員会におきましては、まず提案者代表及び政府委員から必要な説明を開き、続いて質疑に入り、農業団体の現況とその対策、いわゆる農業団体再編成について、この法律案は最終的もののか、あるいは暫定的のものか、そのねらい、この法律案は、当初政府から提案されたものに比べて大幅な修正が加えられているが、この法律案に対する政府の見解並びにその予算措置、選挙による委員の定数決定の基礎、従来の選挙における投票状況、選挙制と推薦制との当否並びに選挙費予算、政府案による常任委員制度と、この法律案による部会との当否、農業委員会の使命と、これが今後のあり方、並びにそのあり方から見て、農業部会だけを位置の部会とし、かつ農地主事を他と区別して、その身分の安定について特別な規定を設けたその理由並びにこれが当否、農地主事の定数及び資格並びに現在の職員の切りかえ措置、部会の設置及び総会と部会との関係並びに部会の議決をもつて農業委員会の決定とすることとの当否、全国農業会議所の役員とその資格並びにこれが取扱い方、農地部会の構成とその当否、農業委員会委員の選挙区の分割を知事の承認事項とすることの当否、農地改革の成果の維持と農業委員会の使命、その他の問題をめぐつて、提案者代表並びに農林大臣及び政府委員との間に質疑応答が行われたのであります。その他の問題をめぐつて、提案者代表問題を拾つて御紹介申し上げますと、

昭和三十二年度の関係予算は、この衆議院提出法律案に基いて編成されており、話し合いの間に特にそのような発言があつたわけではないが、政府から提案された法律案は、長い闘争問題になつていていたいわゆる農業団体再編成に対する一応の終止符として受け入れて審査され、今回の共同提案となつたものと了解しており、この法律案をもつて農業団体問題の恒久的かつ最終的なものとは断定していないが、多年にわたつて論議されてきたいわゆる農業団体再編成の一応の結論と了解し、客觀情勢に大きな変化の起らない限り、当面はこの辺でおさめたい。市町村の合併の進行過程において、一律に一市町村一選挙区とすることは実情につけては、農地問題はとくに紛争の区域内に二つ以上の選挙区を設けることができることとし、農地主事の身分について、農地問題はとくに紛争の的になるものであるから、その事務の主任者は、身分を安定の上に置いて問題の処理に当らせたいという結論によるものであるなどと、その見解が説かれているのであります。

は農民を民主的に訓練する機会を失い、反動化の空気が強く、農政の逆転をおそれるものであって、農地法の運用に遺憾があつてはならない。農業委員会本来の姿に歸り、農地問題とその他とを區別して、すつきりした眞の農民のための立法を日本社会党として希望する」旨を述べて賛成せられ、次に河野委員から、「この法律案について何の効果に疑問があり、しかも、その予算的裏づけに見るべきものがない、今後予算的裏づけを得て農業委員会の活動が活発になると、ここに他の団体との間にあつれきや紛争が起ることがおそれられる、よつて次のようないふ付帯決議を付して賛成したい」旨を述べられたのでありますと、その付帯決議は、

農業団体のあり方いかんは、今後、わが国農政上きわめて重要な課題であるにかんがみ、この法律案による措置にかかわらず、政府は、農業団体のあり方について根本的な検討を加え、その結果に基いて遺憾なく措置すべきである。

次に、重政委員から、「この法律案

においては農地部会が重視され過ぎており、二つ以上の選挙区の設定及び農地主事の身分の保障に関する規定について問題はあるが、諸般のいきつから賛成する」旨を述べられ、次に千田委員から、「法理に貫通性がなく、今後の運用に照してその改廢を考えるべきであり、衆議院における全会一致の可決にかんがみ、不満であるが賛成する」旨が述べられ、かくして討論を終り、採決に入り、全会一致をもつて、この法律案は、河野委員の提案にかかる

月、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のように、昭和二十六年四月、農林漁業組合再建整備法が実施され、自來、農林漁業組合の再建整備に努力が払われてきたのであります。

これが現況にかんがみ、今回この改正

法律案が提案され、次の二つの点につ

いての改正をその内容といたしてお

ります。

すなわちその一つは、再建整備期間を延長しよつとするものであります。

法律案においては、再建整備実施

期間は再建整備の指定日から五ヵ年以

内と規定され、昭和三十一年三月末

をもつて終つたのであります。ところ

が災害その他の原因によつて、期間内

に再建整備の目標を達成することができ

り、これらのが組合も、かすに時日を

もつてすれば、その大部分は目標を達

成することができるものと思われるの

で、再建整備実施期間を二ヵ年延長し

ようとするものであり、また一つは、

政府から交付を受けた再建整備奨励金

の償還を免除することができるこ

とをよりとするものでありますと、現行

法によりますと、奨励金の交付を受

けた農林漁業組合は再建整備の目標を

達成してから一ヵ年後において、政令

の定めるところによつて、交付された

奨励金を、その利子を加算して政府に

納付しなければならないことになつて

おりますが、今日再建整備の目標を達

成した組合といつてもようやく経営安

定のめどがついた程度にすぎないので

あって、眞の健全性が確立されたと見

ることは困難な事情であるから、政令で

定める場合で、農林大臣が大蔵大臣と

協議して、組合が健全な經營を持続す

るため必要があると認めるときは、そ

の納付を免除することができることと

となります。

委員会において、この法律案につい

て特に問題になりましたのは、奨励金

の納付を免除する場合に関する政府の

取扱いについてでありますと、奨励金

償還の規定は、再建整備法が占領下とい

う異常な情勢のもとにおいて制定され

たため仕方なく挿入されたものであつ

て、方針としては償還を要しないもの

として指導されたきたものであり、た

とえ再建整備が達成されたといつて

も、奨励金を返還するにおいては直ち

に転落することになるのであるから、

これに対する対応は、組合の再建整備をし

かよろくな経過と実情から見て償還を取

りやめるべきであるとして、政府の方針がただされましたところ、これに対

して、当時の指導方針は明らかでない

が、すべて国民の税金によるものであ

るから、その縮めくりを明瞭にして

おく必要がある。しかし、組合の発展

を期待しているのであるから、その發

展が阻害されるようなことがあつては

ならないので、実情に照らし、能力に応

じて区切ることが必要であると思う。

実情を調査し、御意思を尊重して、農

林、大蔵両省協議して善処したい旨答

えられておるのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、藤野委員から、「再建整

備の目標を達したといつても、奨励金

を返還することになれば直ちに転落す

ることとなるから、農林漁業組合が今

後においてその健全な經營を持続する

ため、政府は、この法律の第十四条た

る規定を改正するものであります。なお、

これらの改正規定は昭和三十一年三月

三十一日にさかのばつて適用することと

ます。

御承知のように、昭和二十六年四

月、農林漁業組合再建整備法が実施さ

れ、自來、農林漁業組合の再建整備に

努力が払われてきたのであります。

月、農林漁業組合再建整備法が実施さ

れ、自來、農林漁業組合の再建整備に

て、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し及びその共同の利益を増進することを目的とする法人として、都道府県を地区とするものと全国を地区とするものとに分ち、会員の加入及び脱退は任意であつて、その事業は、会員の行う土地改良事業に関する教育及び情報の提供並びに調査及び研究その他と、なつておあり、これが性格、設立及び運営等に必要な規定が定められております。なお、以上のほか、小面積の換地における金銭による清算、発電事業及び水道事業その他公共の利益となる多目的事業の一環として行われる土地改良事業等の実施及びその手続、都道府県の分担金の徴収手続、国有土地物件たる土地改良財産の管理及び処分等に關する規定について、必要な整備を行ない、必要な改正を加えることになつております。

委員会におきましては、この法律案の前提条件、法律案の内容並びにこれが運用方針等、諸般の事項にわたつて当局の見解がただされたのでありますて、その際問題になりましたことを要約いたしますと、第一は、土地改良事業団体連合会についてでありますて、これが設置の目的、その業務及び性格、この際、かような団体をこのよう

に法制化することの要否、現在設けられている全国土地改良協会及び都道府県土地改良協会の現状並びにこれら協会と連合会との関係、連合会の経費及びその調達方法並びにこれが農家経済に及ぼす影響、外郭団体の現状及びその整理、連合会の指導及び監督、連合会に対する国の補助の有無及びその当否等が、そのおもなものであります。

第二は、特定土地改良工事についてでありまして、特別会計方式の対象となる土地改良工事は、灌漑排水施設について、昭和三十二年度以降新規工のもの及びその工事によってできました施設の災害復旧とし、また埋立干拓工事にあつては、国営及び代行を通じて継続及び新規を含めたものとなつておなり、また工事費に対する地元受益者の負担率が、従来のやり方に比べて引き上げられることになり、これを灌漑排水事業にについて見ると、従来は四〇%とあつたものが新方式では四二%と借入金の利息、すなわち建設利息を加えたものとなり、干拓事業にあつては、従来は農地法による充波価格によつて反当平均一万二千円くらいであつたものが、今後は継続事業では三十一年度までに支出済みの事業費についてはその五%，三十二年度以降支払べきもの及び新規事業では二〇%，すなわち三万円以上五、六万円と建設利息を加えたものとなるのであるが、かような方針と現実に当面して、今回の特別会計方式のねらい、並びに国の経済上また農家の経済上から見たこの方式の得失、灌漑排水事業について新規事業のみをその対象とした理由及び総合、従来のやり方に比べて新方式によるもの工事促進の度合い、工事費の農家負担増の原因、増加額の算定基礎及びその当否、この法案による埋め立てて、または干拓地の処分方法と農地法による売り払いとの関係、並びに農地法から見てその当否、工事費の地元負担金の徴収方法及びその金利並びにこれが当否等が、そのおもなるものであります。

なお、以上のほか、土地改良事業及び土地改良区の運営をめぐる紛争、並びにその難であるいはスキヤンダル、並びにその発生原因及びこれが防止対策、土地改良事業にからまる紛争の調停機関の要定数、役員の任期の延長及び継代の定数、改良事業に対する監督、特定土地改良工事の拡充と一般土地改良工事との関係等についても問題となつたのであります。しかしして、政府今回の措置は、土地改良事業進展のため一応了承されるところであるが、特に問題となるのは、特定土地改良工事の事業費及びその利息について、受益農業者の負担が増加されたことに対する、工事の完成速度、事業費の利息及び事業費の償還期間等について政府の方針がただされたのに対して、「土地作りは国の重要施策であることであるとして、工事の完成速度、事業費の利息及び事業費の償還期間等についてのところ六分程度はがまんしてもらいたい。しかし今後一般のに対して、特別会計は独立採算制を確立することが要件であり、事業費利息については今のところ六分程度はがまんしてもらいたい。しかし今後一般金利が下れば下げるうことになり、国庫余裕金の利用によって建設利息の軽減について考えたい。受益者の負担が若干増しても農地の造成が促進されば、結局は有利であり、償還期間については実情に沿ように考慮し、干拓事業については、二十年を予定しているが、ある程度延ばすことができるものと思う。なお竣工期間は、実際の工事のことであるから一がいには言えながいが、できるだけすみやかに完成することにしたい。また既往の灌漑排水事

業についても、特別会計に組み入れて行うのが筋であると思う」等の旨が答えられ、また連合会については、「すでに国際団体の強い要請があり、連合会の業務の重点は、会員の行う土地改良事業に関する技術的援助であつて、団体がみずから技術者を持つて、みずから技術援助を行なうことは望ましいことであり、加入は任意として強制を避け、設立は農林大臣の認可とし、監督規定を設けて、經理及び事業の監査に遺憾なきを期したい」旨が述べられております。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、重政委員から、「わが国情に照らして、土地改良事業を拡大し、その実施を効率的にすることはきわめて必要なことであつて、その一環として、政府今回の措置はおおむね妥当と認め、この法律案に賛成するものであるが、この法律が実施の運びとなつた場合、その運用を一そら効率的なならしめるため、継続施行中の灌漑排水施設及びその付帯工事についても、すみやかに特別会計で行なうことができることとすること、特定土地改良工事の建設利息について、受益者の負担を極力軽減すること、事業費の地元負担分の徴収期限を極力延期し、特に埋立干拓事業については、事業完了後二十五カ年以上とすること、及び工事の完了を極力促進し、七カ年以内に竣工せしめることを内容とする付帯決議をつけることを提案され、東委員から、日本社会党を代表し、この法律案について反対を表明され、その理由として、「わが國農政の根本は土地問題であるが、この法律案に伴う特別会計のやり方について、農地法との関連において

農地制度上遺憾な点があることがあることが感ぜられ、また改正の中心をなして、土地改良区の役員の任期の延長及び総代の定数の縮小は、土地改良区の民主化に逆行するものであつて、改悪といふべきであり、土地改良事業団体連合会の法制化は便乗的であつて、さら根柢的な検討を必要とする」等をあげられ、次いで島村委員から、「今回の措置は一步前進であるが、今後事業の運営について、受益農業者の負担の軽減に努め、土地改良区に関する手続の簡素化を徹底し、連合会の事業について一段の工夫をもつて、これが活動を促進し、眞に農民のものたらしめ、連合会の経費の賦課を適正にし、指導監督を厳正にするとともに、これが補助助成をはかるべきこと」を希望して賛成せられ、次いで千田委員から、「不満な点があるが賛成する。しかして、わが国の原始産業の育成に關する政府の方針は遺憾であつて、食糧増産対策を再検討し、その助成を厚くすべきであつて、特に金利の低下を徹底せしむべきであります。また現在の土地改良協会には幾多の問題を残しているようであるが、今回の連合会には、かような事態を繰り返さないよう監督を十分にすべきである」旨を述べられたのであります。

昭和三十二年四月十七日 参議院会議録第二十六号 食糧管理特別会計法の
正を加える必要が生じた場合には、十分検討の上、事態に適合するよう対処
する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

改正する法律案外一件

(歳入及び歳出並びに資産及び負債の区分整理)

この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

して行きたい」とのことでありました。なお詳細については会議録で御承知を願います。

衆議院議長 益谷 秀次
參議院議長 松野 幹平殿

（小字及び一は衆議院修正）

可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

ければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野國平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、食糧

管理特別会計法の一部を改正する法律案 日程第八、特定土地改良工事特別会 計法案（いずれも内閣是正、衆議院送

以上、両案を一括して議題とする

「この御異議」^{アガハ}ませんか。

○議長（松野義平君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大
蔵委員会理事西川甚五郎君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

特定土地改良工事特別会計法
(設置)

及び利子、当該埋立又は干拓の工事によつて生じた用地で充り払うものの法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用、第六条第一項から第三項までの規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

第十二条第一項の規定による収入金に相当する額は、政令で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

3 受託工事に係る納付金の額のうち、当該工事について一般会計において支弁した経費の額のうち政令で定める額に相当する金額は、当該納付金の収納後、滞滯なく、

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」といふ。)第八十八条の二の規定により國が施行するかんがい排水施設の建設の工事、埋立又は干拓の工事及びかんがい排水施設の建設の工

管理及び処分のために直接要する費用、第六条第一項から第三項までの規定による一般会計への繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

3
受託工事に係る納付金の額のうち、当該工事について一般会計において支弁した経費の額のうち政令で定める額に相当する金額は、当該納付金の取納後、遅滞なく、

(予算の作成及び提出)
第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

次に、特定土地改良工事特別会計法について申し上げます。本案は、土地改良法の一部を改正する法律がただいま成立しましたが、同法の規定により、國が施行する灌漑排水施設の建設の工事、埋立または干拓の工事等に関する經理を明確にするため特別会計を設置しようとするものであります。

以下、本案の要点を申し上げますと、この会計は一般会計からの繰入金、都道府県の負担金及びその利息、受託工事にかかる納付金、借入金等を繰入とし、土地改良工事に要する費用、受託工事に要する費用、借入金の償還金等を歳出とし、歳入歳出並びに資産、負債の整理を工事別の区分に従つて行うこととし、また、國庫負担分以外の工事費等について借入金をすることができるることとし、その借入金のうち、その年度内に借り入れをしなかつた金額があるときは、その額を限度として、翌年度に借り入れできることとしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、特別会計設置の経緯、今後の土地改良工事促進の問題、用地の売り払い問題等について質疑がありました。詳細は会議録によつて御承知願います。

野瀬委員より、「今回の措置は、農民に対する保護政策から融資政策への切りかえであつて、土地改良事業は減退し、生産を低下せしめ、今後、農地制度について問題を起すであろう等の点から、実体法である土地改良法の一部を改正する法律案は未熟なものであり、それに伴う本案には反対であ

る」旨の意見が述べられ、採決の結果、多數をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第あります。

右、御報告申し上げます。(拍手) されば、これより両案の採決をいたします。

まず、食糧管理特別会計法の一案を改正する法律案全部を問題に供します。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、食糧管理特別会計法の一案を改正する法律案全部を問題に供します。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、特定土地改良工事特別会計法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

午後三時三十五分散会

○本日の会議に付した案件
急質問

一、第五北川丸沈没事件に関する緊急質問
一、日程第一 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
一、日程第二 法務省設置法の一部を改正する法律案
一、日程第三 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。	議員	議長 松野 鶴平君	副議長 寺尾 豊君	議員	森 八三一君	宮城 ダマヨ君	議員	前田 久吉君	梶原 茂嘉君	議員	豊田 雅孝君	大谷 賢雄君	議員	島村 石井	芦米地英俊君	議員	桂君	井上 清一君	吉江 西田 信一君	議員	松平 勇雄君	議員	伊能 芳雄君	議員	石原幹市郎君	議員	岩沢 忠恭君	議員	田中 啓一君	議員	木島 虎藏君	議員	河合 義一君